

事務連絡
令和4年1月20日

一般社団法人建設電気技術協会 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課
電気通信室 企画専門官

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、
出勤者数の削減、イベントの開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年1月19日の第84回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、1月21日から2月13日までを期間として、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添について周知の依頼がありました。

また、政府対策本部で示された方針を受けて開催された第39回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において別添のとおり大臣指示があり、当該指示を受けて、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、混雑した場所への外出や不要不急の都道府県間の移動を極力控えるなど、感染拡大防止に係る呼びかけを行うこととなりました。

つきましては、貴会におかれては、貴会会員企業等に対し、別添について周知・呼びかけ等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

別添 新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、出勤者数の削減、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
(令和4年1月20日付大臣官房危機管理官事務連絡)